

新宿区の人口（平成16年6月1日現在）

合 計

30万3014人

住民基本台帳人口 27万2942人

外国人登録人口 3万0072人

新宿区の昼間人口（平成12年国勢調査）

79万8611人

ただし、区外から新宿区に通勤通学する人数のみで、
買い物や遊びに来た人は入らない。

新宿駅（周辺）の鉄道の乗降人数（平成14年度実績）

新宿駅

J R	149万7030人
小田急	48万6186人
京王	69万9801人
東京メトロ丸の内線	25万1209人
都営地下鉄新宿線	23万1837人
都営地下鉄大江戸線	9万3193人
西武新宿線	20万1110人
新宿駅 合計	346万0366人

周 辺

丸の内線新宿三丁目	4万6712人
丸の内線西新宿	3万6691人
都営新宿線新宿三丁目	3万8850人
都営大江戸線都庁前	2万9287人
都営大江戸線新宿西口	4万3487人
周辺駅 合計	19万5027人

新宿駅及び周辺合計**365万5393人**

新宿区の主な施策の流れ

平成9年 4月 「新宿区空き缶・吸い殻等の散乱防止に関する条例」施行

ポイント ポイ捨て禁止と意識改革（罰金）

区民・事業者と一体となった美化への取り組み

区民の責務として

「歩行中に喫煙をしないように努めなければならない」と規定。

9～10年度 灰皿・ゴミ箱の整備（新宿・高田馬場駅周辺に152箇所）

14年～ 歩きタバコ撲滅キャンペーン開始（新宿駅、高田馬場駅、他）

路面表示等

16年 1月 区民の声委員会報告書「路上喫煙・たばこのポイ捨て対策について」（内容は別紙）

区政モニター活動報告書「ポイ捨て問題の改革に向けての提言」

まちづくりの会からの提言

16年 5月 駅周辺の灰皿・ゴミ箱に撤去表示

16年 7月 灰皿・ゴミ箱撤去開始（予定）

喫煙スポット整備開始予定（新宿駅、高田馬場駅）

他の自治体等の動き

- 14年10月 千代田区「安全で快適な千代田区的生活環境の整備に関する条例」施行
路上禁煙地区などの指定、（過料の徴収）
- 15年 5月 「健康増進法」施行 第25条 施設ごとに分煙化または禁煙
多くの施設や私鉄構内は禁煙に 路上に喫煙者があふれる
- 15年 7月 港区「みなとタバコルール」施行 喫煙所の整備
駅周辺半径300mパトロール（新橋から開始）、罰則なし
- 15年10月 品川区「歩行喫煙・ポイ捨て禁止条例」施行
路上禁煙地区設定（過料徴収規定）、パトロール
杉並区「安全美化条例」に基づく杉並区の喫煙ルール施行
路上禁煙地区設定（過料規定：徴収なし）、パトロール
- 15年12月 小金井市路上禁煙地区指定する条例施行
過料規定あるが適用しない
- 16年 4月 「渋谷区分煙ルール」スタート
喫煙所整備と歩行喫煙禁止
- 16年 6月 中央区「歩きたばこ及びポイ捨てをなくす条例」施行
分煙の徹底（罰金等なし、氏名公表規定あるが）
大田区 「清潔で美しい大田区を作る条例」の改正（歩行喫煙自粛を努力義務化）
路上喫煙禁止地区指定（10月）、罰則適用の可能性も

◆区民の声委員会が区長へ調査報告◆

区全域で路上喫煙の禁止、分かりやすい分煙スポットの設置を提言

1月26日、新宿区区民の声委員会は、区長からの求めに応じて調査を進めていた区の路上喫煙・たばこのポイ捨て対策について、「区全域で路上喫煙・ポイ捨ての禁止」「分煙の徹底」を基本的方針とした調査結果報告書を区長へ提出しました。

今回は報告書の主な内容をお知らせします。この報告を受け、区では、今後の対策を検討します。

報告書の全文は新宿区ホームページ（<http://www.city.shinjuku.tokyo.jp/>）でご覧いただけます。

【問合せ】区民の声委員会の活動：区民の声委員会（第1分庁舎2階）☎（52273）3508、路上喫煙・たばこのポイ捨て対策：環境保全課環境推進係（本庁舎7階）☎（5273）3763へ。

●理念

従来の「まちの美化」だけではなく、区民の方の健康・安全を確保するという理念を明確にし、施策を展開するべきです。

●基本的方向性

①区内全域で路上喫煙・たばこのポイ捨ての禁止：ポイ捨ての禁止だけではなく、歩行喫煙も区内全域で禁止する。

②分煙の徹底：喫煙者の権利も認め、喫煙できる場所を指定し、指定場所以外では吸わない

●具体的な対策

①分煙スポットの設置

路上の吸い殻入れは、歩きタバコを助長する結果にもつながっています。分煙を徹底させるためには、分かりやすい場所に、遠くからでも認識できるデザインの見やすい喫煙所を設置する必要があります。

②広報活動等

来街者や外国人の方が多く新宿区の特徴を考慮し、路上喫煙・ポイ捨ては禁止されていることが「その場で誰でもすぐ分

かる標示の工夫」を行うほか、広報活動における周辺事業者や区内大学との協力体制を確立すること等が必要です。

③違反行為の防止

違反行為の防止のため、罰金のほかに過料を科す必要性については、「意識啓発だけでは違反はなくなるのではない、過料もやむを得ないのではないか」という意見と、「たばこに関してだけ、違反者を見つげるために巡回し、過料を科すという行政行為が適切か疑問。新宿区の地域特性を考えると、徴収において公平性の確保が困難である」という意見がありました。

過料もやむを得ないとする意見でも、まずは広報活動を実施し、効果が上がらない場合に検討するべきとしました。

④検証体制の整備

施策の効果を継続的に検証し、効果が上がらない場合には施策の見直しを迅速に行う体制の整備が必要です。

歩きタバコに対する苦情の内訳

平成15年度の1年間に新宿区に寄せられた「歩きタバコ」関連の意見や苦情は**93件**

(文書又はメールで寄せられた件数。電話は含まない。)

匿名かつ抽象的な内容(歩きタバコ反対、等)を除く58件の内訳は、

区民からの意見 33件

うち 通勤経路での意見	11件
繁華街(買い物等)	8件
地域	4件
大学周辺	1件
不明	9件

在勤者からの意見 25件

うち 通勤経路での意見	23件
その他	2件

通勤時間帯の苦情が**34件(6割)**に達しています。

具体的な意見では

- 西口から高層ビルエリアの禁煙化
- 路上の灰皿撤去(一方で効果無しとの意見も)
- やけど・服のやけど被害
- 事業所単位の協力・社員啓発
- 駅構内・ビル禁煙のため路上で吸う
- 喫煙所の配置を
- 子供に危険
- 外国人対策(外国語広報等)
- 喫煙者のために税負担はおかしい
- 学生に注意を

などがありました。